生活保護のしおり

かわちながのしふくしじむしょ
河内長野市福祉事務所

［令和７年４月１日改定］

目　次

生活保護とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

生活保護のしくみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

保護費の計算の仕方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

扶助の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

生活保護を受給するまでの流れ　・・・・・・・・・・・・　４

分からないことや困ったことがあったら　・・・・・・・　６

生活保護を受ける人の権利　・・・・・・・・・・・・・・　６

生活保護を受ける人の義務　・・・・・・・・・・・・・・　７

保護費の受け取り方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

介護サービスを受けるとき　・・・・・・・・・・・・・・　１１

医療機関で受診するとき　・・・・・・・・・・・・・・・　１１

ケースワーカー（地区担当員）とは　・・・・・・・・・　１３

不正受給にならないために　・・・・・・・・・・・・・・　１４

減免制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

生活保護とは

この制度は、日本国憲法第２５条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、生活保護法という法律で制度化されています。

すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができます。

生活保護とは、生活に困っている人に最低限度の生活を保障し、一日でも早く自分の力で生活をすることができるよう援助することを目的とした制度です。

生活保護を受けるためには、利用できる資産・能力（稼働能力など）・収入・他の制度・その他あらゆるもの（扶養を受けるなど）を、その最低限度の生活の維持のために活用して頂かなければなりません。

それでもなお、困窮する場合に、困っている状況や程度に応じて、その不足する部分について援助を行います。

よく読んで、疑問点やわからない点は、福祉事務所まで問い合わせてください。

生活保護のしくみ

生活保護は、実際に生活をしている世帯を一つの単位として保護が必要かどうかを判定します。

また、厚生労働大臣が定めた最低生活費（その世帯で必要な１ヶ月あたりの最低限度の生活費）と、その世帯の１ヶ月間の全ての収入（年金・手当等も含む）を比べて、世帯の収入が足りない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。

保護費の計算の仕方

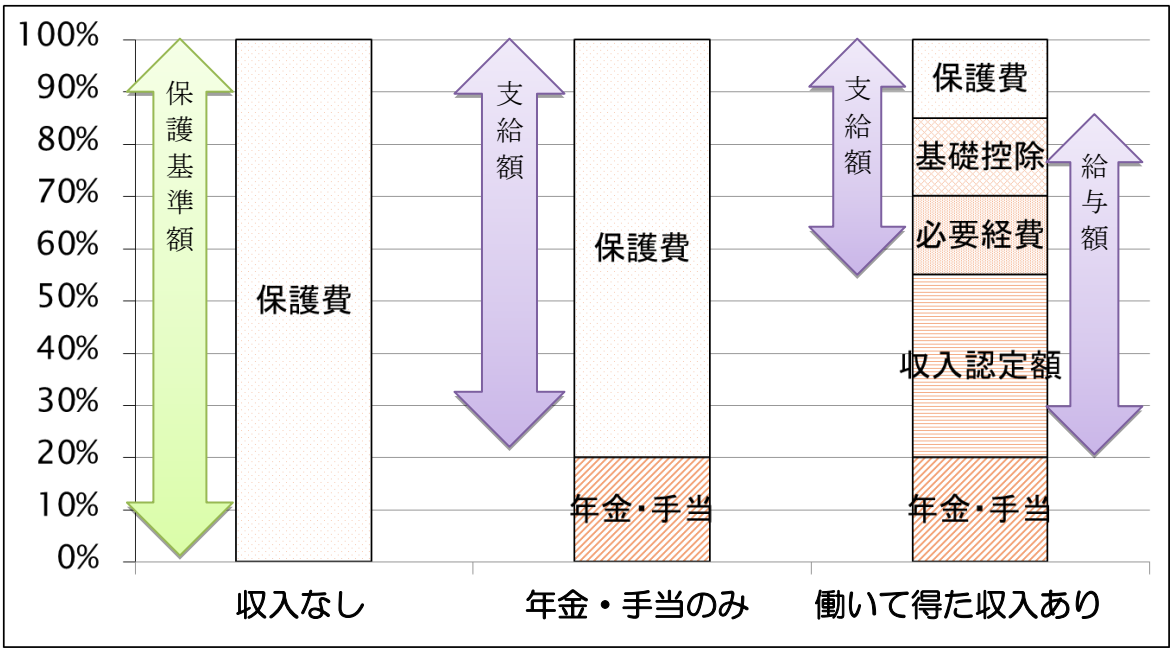

※働いて得た収入がある場合は、給与総額から必要経費（社会保険料や通勤交通費など）と基礎控除を除いた額を収入として差し引いて支給します。

扶助の種類

生活保護には、下記の８種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。

これらの扶助の必要性が生じた場合には、必ず事前に担当ケースワーカーまで相談及び報告をしてください。事後の報告では支給できない場合がありますので、ご注意ください。

※おむつなどの一時的な費用についても支給される場合がありますので、必要性が生じた場合には事前にご相談ください。

生活扶助	日常生活で必要な食費や衣料費、光熱費などの費用
住宅扶助	家賃や地代、住宅の補修などの費用
教育扶助	教材費や学校給食費など義務教育を受けるために必要な費用
医療扶助	病院や薬局にかかった際の医療費や調剤費
介護扶助	介護保険制度を利用した際の一割の自己負担額
生業扶助	就労に必要な技能修得や高等学校での就学などに必要な費用
出産扶助	出産のために必要な費用（助産制度の利用が原則）
葬祭扶助	葬儀を行うために必要な費用 （生活保護を受給中の人が喪主をする場合のみ）

生活保護を受給するまでの流れ

1．相談

生活保護を受けようと思ったら、まずは、お住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当窓口にご相談ください。お困りの事情をお聞きし、生活保護の制度の説明や他の利用できる制度などのご案内をします。

2．申請

申請ができる人は、本人か同居の家族、親族などです。申請時には下記のような内容を確認するとともに、申告していただきますので、できるだけ持参するようにしてください。

必要な申告を行わなかったり、偽りの申告をされた場合には、生活保護が受けられなくなることがあるほか、支給した保護費（医療費等を含む）を返還していただく場合や、刑事罰を受ける場合もありますので、正しく申告してください。

① 収入の状況

（給与明細書、厚生年金・国民年金・年金基金・企業年金などの年金通知書、仕送り・養育費・児童手当・児童扶養手当・傷病手当・雇用保険給付金・労働災害給付金などの収入の状況がわかるもの。）

②資産の状況

（土地・建物の不動産登記簿、生命保険の保険証、預貯金通帳、有価証券・自動車・原動機付自転車などの保有状況がわかるもの。）

③扶養義務者の状況

（世帯員それぞれの親・子・兄弟姉妹などの民法に定める扶養義務者や養育義務者の住所や氏名がわかるもの。）

④その他

（印鑑、個人番号カード、健康保険証、住宅の賃貸契約書、障がい者手帳、自立支援医療証、診察券などの現在の通院先がわかるものなど。）

3．調査・審査

申請を受け付けた後、必要な書類などの提出をお願いしますので、申請時に未提出のものがある場合には、すみやかに提出してください。また、預貯金、生命保険、資産の調査や扶養義務者の方への調査、病状調査、家庭訪問などを行います。

4．結果通知

申請受付日から、14日以内に保護の決定（却下を含む）を行い通知します。ただし、調査などで14日を超える場合もありますが、この場合でも３０日以内に通知します。

５．受給開始

生活保護を受けることが決定しましたら、福祉事務所が最低生活費とその世帯の全ての収入を比較し不足する部分について、月単位で生活保護費として支給します。

６．開始後の支援

生活保護を受給している期間中は、ケースワーカーという担当者が、一日でも早く自立した生活ができるように支援し、就労に向けた助言・指導や家庭訪問などを行います。

分からないことや困ったことがあったら

お住まいの地域によって、ケースワーカーという担当者がいますので、なんでも相談するようにしましょう。質問に答えたり、困りごとの解消に向けてお手伝いをします。

生活保護を受ける人の権利

保護を受けるようになった場合には、次のような権利が生じます。

１．不利益変更の禁止

正当な理由なく、既に決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。

２．公課禁止

保護費については、税金を課されることはありません。

３．差押禁止

保護費や生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

４．不服申立

保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から３か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。（但し、日本国籍を有する人に限ります。）

ただし、処分があったことを知った日の翌日から３か月以内であっても、処分があった日の翌日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

生活保護を受ける人の義務

保護を受けるようになった場合には、次のような義務が生じます。

※義務を怠った場合、保護の停廃止をすることがあります。

１．譲渡禁止

生活保護を受ける権利は譲り渡せません。

2．生活上の義務

能力に応じて勤労に励み、健康の増進に努めるとともに、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。

- 働く能力のある人は、仕事を探して就職したり、収入を増やしたりするようにしてください。
- 病気の人は、医師の指示に従い病気を治すように努めてください。
- 借金や家賃の滞納などはしないでください。
- かけごとや過度の飲酒などは避け、生活の維持・向上に努めてください。

3．届出の義務

生活保護を受給中に、全ての世帯員（学生なども含む）の収入や資産、世帯構成など状況に変化があった場合は、必ず福祉事務所に届け出てください。

①世帯の状況に変化があったとき

（就職、退職、卒業、進学、退学、出生、死亡、転出、結婚、離婚、入院、退院、転居など）

※住所や住宅を変える時は、必ず事前に相談してください。

② 収入があったとき

（給与、賞与、年金、手当、仕送り、保険金や賠償金などの一時的な収入など、金額や内容にかかわらず、あらゆる収入について届け出を行ってください）

※学生のアルバイトであっても申告が必要です。

※高等学校等で就学しながら得たアルバイト収入を就労や早期の保護脱却のための修学・資格取得資金として貯蓄するような場合には報告してください。

③その他

- 家賃の額が変わったとき。
- 医療機関で受診するとき。
- 健康保険に加入・脱退したとき。
- 介護サービスを受けるとき。
- 交通事故にあったときなど。

4．指導、指示に従う義務

生活の維持・向上、生活保護の目的を達成するために福祉事務所が必要な指導や指示をする場合がありますが、これには従わなくてはなりません。

5．費用返還の義務

資産がありながら生活保護を受けた場合や不正に受けた場合には、支給した保護費を返還しなくてはなりません。

６．その他の義務

・必要な訪問・調査の拒否はできません。

・原則として、自動車の保有及び使用はできません。

保護費の受け取り方

１．窓口払いの場合

毎月定められた日（休日の時はその前日）の午前９時から午後５時３０分の間に福祉事務所の窓口へ生活保護支給通知と印鑑を持って、ご本人（世帯主か、同居の家族の方）が受け取りに来てください。また、保護費は口座払いによる支給を基本としていますので口座振替にご協力ください。

※別に生活している家族やご本人の委任状を持った方が来所されても、ご本人以外に支給することができません。来所できない事情がある場合は、担当ケースワーカーと事前に相談してください。

２．銀行口座払いの場合

毎月定められた日（休日の時はその前日）に指定された銀行口座に振り込まれます。

※銀行口座払いを指定されても、一時的に窓口払いにさせて頂く場合もあります。

介護サービスを受けるとき

介護サービスが必要になったときは、必ず担当ケースワーカーに事前に相談してください。

※事後の報告ですと、介護費が給付できない場合や一部自己負担が生じる場合がありますのでご注意ください。

医療機関で受診するとき

１．受診する前に

生活保護を受給中は、福祉事務所が発行する医療券で受診していただくこととなりますので、病気やけがのため医療機関に受診するときは、必ず受診前に担当ケースワーカーに通院の連絡をしてください。

なお、医療機関で医療券の提出を求められた場合は、福祉事務所まで受け取りに来てください。

２．急病などのため休日・夜間に受診をするとき

医療機関の受付で生活保護を受けていることを申し出てから受診してください。受診後は、速やかに担当ケースワーカーまで報告してください。

３．薬局で処方を受けたとき

薬局で処方を受けたときも、薬局名を報告してください。

４．健康保険証について

生活保護を受給中は国民健康保険が使えなくなりますが、職場の健康保険に加入中は、その健康保険証と福祉事務所が発行する医療券の両方を使うこととなります。（健康保険に加入できる可能性がある人は報告してください。）

５．受診できる医療機関

診察が受けられる医療機関は、生活保護法の指定を受けている医療機関のみとなります。指定されていない医療機関で受診した場合は全額が自己負担となります。

※指定の有無については、福祉事務所で確認してください。

６．その他

①最寄りの指定医療機関に通院してください。

②同じ病気で複数の医療機関に受診することや同じ薬を重複して処方を受けることはできません。

（自費になることがあります。）

③処方される薬は原則として「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」となります。

④医師が必要と認めた回数以上の通院はできません。

⑤医師などに相談しないで、治療を中断したり、転院したりしないでください。

⑥柔道整復やはり・きゅう・あん摩・マッサージは、必要な手続きを行わないと受けられません。

⑦治療用材料や通院交通費などの給付が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。（給付には条件があります。）

ケースワーカー（地区担当員）とは

ケースワーカーは適正に保護を行うため定期的に家庭訪問をします。保護を受給中の世帯が生活の維持向上を図り、一日でも早く自分の力で生活ができるよう就労や他の法律及び施策の活用に向けた必要な助言や指導・援助を行います。

また、ケースワーカーは、みなさまのよき相談相手でもありますので、困っていることや収入を得た場合の手続きの仕方、通院の仕方など、分からないことがあればなんでも相談するようにしましょう。

不正受給にならないために

生活保護を受けようとする場合や受けている場合には、資産の保有状況のほか、世帯に収入があった時や世帯の状況に変化があった時などには、すみやかに正しく届け出をしてください。これらを怠ったり、虚偽の届け出を行って生活保護を受けた場合には不正受給になります。

このような場合には、支給した保護費を返還（最大40%が加算される場合あり）していただくこととなるほか、刑事罰が科せられることもありますので、正しく申告をしてください。

生活保護法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある時は、保護を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法第85条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

減免制度（げんめんせいど）

保護（ほご）を受けている期間中（きかんちゅう）、申請（しんせい）や届出（とどけで）をすることにより、次（つぎ）のものは減額（げんがく）や免除（めんじょ）される場合（ばあい）があります。

■住民税（じゅうみんぜい）・固定資産税（こていしさんぜい）（住居用（じゅうきょよう）で一定（いってい）の条件（じょうけん）あり）など

■国民年金保険料（こくみんねんきんほけんりょう）（法定免除（ほうていめんじょ））

■ＮＨＫ受信料（えぬえいちけーじゅしんりょう）

■保育所（園）（ほいくしょ（えん））の保育料（ほいくりょう）

■し尿（にょう）くみ取り手数料（とりてすうりょう）

■河内長野市（かわちながのし）が交付（こうふ）する住民票（じゅうみんひょう）・戸籍謄本（こせきとうほん）・印鑑証明（いんかんしょうめい）などの交付手数料（こうふてすうりょう）（河内長野市（かわちながのし）で生活保護（せいかつほご）を受給中（じゅきゅうちゅう）の方（かた）のみ）

そのほかにも、減額（げんがく）・免除（めんじょ）される場合（ばあい）があります。詳（くわ）しくは、各担当窓口（かくたんとうまどぐち）で確認（かくにん）してください。

また、減額（げんがく）・免除（めんじょ）の申請（しんせい）などをされる場合（ばあい）には、事前（じぜん）に担当ケースワーカー（たんとうけーすわーかー）に相談（そうだん）してください。

その他

①就労自立給付金

安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、生活保護廃止後に就労自立給付金を支給する制度があります。

おおむね６か月以上雇用されることがみこまれ、かつ生活維持に必要な収入を得ることができると認められる場合、生活保護前後に申請できます。生活保護廃止後の自立した生活を維持できるよう支援するための制度です。

給付金の給付額は世帯の状況により変わります。給付金をうけられる可能性があるときは担当ケースワーカーに相談してください。

②進学・就職準備給付金

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことにより保護を必要としなくなる方に対して、進学・就職準備給付金が支給される制度があります。

・進学・就職を理由に転居する場合は３０万円
・それ以外の場合は１０万円

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先や就職先など）は、担当のケースワーカーにお問い合わせ下さい。

※あなたの担当者は

ケースワーカー名（地区担当員名）
面接担当員名
連絡先 河内長野市福祉事務所（河内長野市役所） くらしサポート第１課　生活支援グループ 〒586-8501 河内長野市原町一丁目１番１号 電話　０７２１－５３－１１１１ 内線（　　）